

岩手県告示第468号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成27年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定の取消しの年月日 |
|--------|-------------------|------------|
| 有限会社田中 | 二戸郡一戸町小鳥谷字篠畑48番地2 | 平成27年5月13日 |